

**種苗法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う
農林水産省関係省令の整備等に関する省令案について**

令和 3 年 10 月
農林水産省輸出・国際局

I 趣旨

種苗法の一部を改正する法律（令和2年法律第74号。以下「改正法」という。）の一部及び種苗法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（令和三年政令第二百四十六号）の施行に伴い、並びに種苗法（平成10年法律第83号）の規定に基づき、種苗法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令を制定する。

なお、本省令は、改正法の改正規定のうち、令和4年4月1日施行の規定に対応するものである。

II 概要

1 種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号）の一部改正

(1) 品種登録出願時の種子又は種菌の提出について

種子又は種菌を種苗とする品種について、品種登録出願時に当該品種の種子又は種菌を提出することを一律に義務付ける規定を廃止する。

（本省令による改正前の種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号）第4条）

(2) 願書の記載事項及び出願品種の審査について

重要な形質のうち必ず調査しなければならないもの以外のものとして農林水産大臣が定めて公示する重要な形質については、出願者がその特性について種苗法施行規則第7条第1項第1号に該当しないと思料する場合には願書に記載しないことができることとし、出願者が願書に記載していない特性については出願品種の現地調査又は栽培試験において調査しないものとする。

また、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の行う現地調査について、その実施方法等を規定する。

（種苗法施行規則第5条及び第11条の2）

(3) 出願料及び登録料の額について

出願料及び登録料の額を定める。

（種苗法施行規則第8条及び第19条）

(4) 手数料の額について

現地調査又は栽培試験に係る手数料の額及び納付方法等を規定する。

（種苗法施行規則第11条の3及び別表第3の1から別表第3の3まで）

(5) 訂正制度について

訂正請求の手续及び訂正請求に係る現地調査又は栽培試験の実施方法等を規定する。

（種苗法施行規則第12条の2及び第12条の3）

(6) 従属品種の育成方法について

従属品種の育成方法としてゲノム編集（遺伝子組換えを除く。）を追加する。

（種苗法施行規則第15条）

(7) 判定制度について

判定の求めの方法及び判定に係る現地調査又は栽培試験の実施方法等を規定する。

（種苗法施行規則第18条の2及び第18条の3）

(8) その他

その他所要の規定の整備を行う。

2 品種登録規則（平成10年農林水産省令第86号）の一部改正

改正法に基づく定義の新設等所要の規定の整備を行う。

（品種登録規則第11条及び第80条）

Ⅲ 施行期日

令和4年4月1日